

2019年度税制改正大綱 金融・不動産関連の主な改正点

December 14, 2018

In brief

過大支払利子税制の見直し、外国子会社合算税制の見直しなどを盛り込んだ 2019 年度(平成 31 年度)税制改正大綱(以下「2019 年度税制改正大綱」)が、2018 年 12 月 14 日に、自由民主党・公明党両党より公表されました。今後、当該大綱に基づき改正法案が国会に提出され、2019 年度税制改正の内容が確定することになります。なお、今後の審議等の状況によっては、内容に変更がある可能性がありますのでご留意ください。

本ニュースレターでは、2019 年度税制改正大綱のうち、金融・不動産業界に特有の主な改正点について説明します。2019 年度税制改正大綱のその他の項目の改正点については、別途配信します Japan Tax Update をご確認ください。

自由民主党・公明党両党より公表の「平成 31 年度税制改正大綱」につきましては以下をご参照ください。

https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/138664_1.pdf?_ga=2.117416128.736474370.1544755480-1449601707.1544755480

In detail

1. 過大支払利子税制の見直し

2019 年度税制改正においては、関連者などに係る純支払利子等の課税の特例(いわゆる「過大支払利子税制」)について、「BEPS プロジェクト」の合意事項等に沿って諸外国において対応が進んでいることを踏まえ、企業実態にも配慮しつつ、必要な制度改革を行うとされています。過大支払利子税制については、利子の損金算入制限に関し、対象利子の範囲の拡大および損金算入限度額の算定方法の見直し等により税源浸食リスクに応じた強化を行うとされています。具体的には、以下の見直しを行うこととされています。

	現行制度	見直し案
① 対象となる利子	関連者純支払利子等のみ (受領者において日本の課税所得に含まれる利子等は対象外)	純支払利子等(第三者を含む) (受領者において日本の課税所得に含まれる利子等は対象外)
② 調整所得	利子・税・減価償却前所得 (国内外の受取配当等益金不算入額を加算)	利子・税・減価償却前所得 (国内外の受取配当等益金不算入額を加算しないほか、匿名組合契約の営業者の調整所得金額の計算等について所要の整備が行われる)

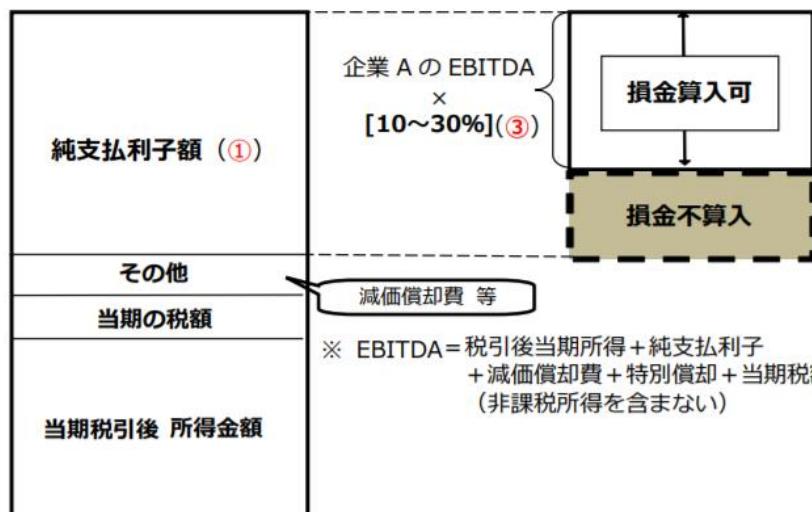
	現行制度	見直し案
③ 基準値	50%	20%
④ 適用除外	<ul style="list-style-type: none"> - 関連者純支払利子等の額が 1,000 万円以下 - 関連者への支払利子等の額が総支払利子等の額の 50%以下 	<ul style="list-style-type: none"> - 対象純支払利子等の額が 2,000 万円以下 - 国内企業グループ(持株割合 50%超)の合算対象純支払利子等の額が合算調整所得の 20%以下

BEPS行動4最終報告書の勧告内容

【固定比率ルール】

企業 A の EBITDA (②)(※)

損金算入限度額



出典:税制調査会 会議資料 2018年11月7日 内閣府

https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/_icsFiles/afieldfile/2018/11/07/30zen20kai2-1.pdf

(1) 対象となる支払利子等の範囲

制度の適用となる支払利子等は、以下の「対象純支払利子等の額」です。

対象純支払利子等の額 = 対象支払利子等の額(注 1)の合計額 - 控除対象受取利子等合計額(注 2)

(注 1)対象外支払利子等の額以外の支払利子等の額をいいます。

(注 2)対象支払利子等の額の合計額に対応するものとして計算した受取利子等の額の合計額をいいます。

(2) 対象外支払利子等の額

上記(1)の「対象外支払利子等の額」は、以下の支払利子等の区分に応じ、それぞれに掲げる金額とされます。なお、一定の関連者が他の者を通じて法人に資金を供与したと認められる場合等における当該他の者に対する支払利子等の額は、対象外支払利子等の額から除かれ、対象支払利子等の額に含まれることとなります。

① 特定債券利子等以外の支払利子等

- 支払利子等を受ける者においてわが国の課税所得に含まれる支払利子等の額
- 一定の公共法人に対する支払利子等の額
- 借入れと貸付けの対応関係が明らかな債券現先取引等に係る支払利子等の額(上記以外)

② 特定債券利子等(注 3)

債券ごとに次のいずれかの金額

- その支払の時に源泉徴収が行われ、またはその特定債券利子等を受ける者においてわが国の課税所得に含まれる特定債券利子等の額、および一定の公共法人に対する特定債券利子等の額
- 以下の債券の区分に応じ、それぞれに掲げる金額

　　国内で発行された債券：特定債券利子等の額の95%に相当する金額

　　国外で発行された債券：特定債券利子等の額の25%に相当する金額

(注3)法人が発行した債券に係る支払利子等で非関連者に対するものをいい、その取得をした者が実質的に多数でない債券に係るものをおきます。

(3) 調整所得金額

調整所得金額の計算上、当期の所得金額に加算する金額から受取配当等の益金不算入額および外国子会社配当等の益金不算入額を除外し、当期の所得金額から減算する金額から法人税額から控除する所得税の損金不算入額を除外するほか、匿名組合契約の営業者の調整所得金額の計算について所要の整備を行なうこととされています。

(4) 損金不算入額

その事業年度における対象純支払利子等の額が調整所得金額の20%(現行:50%)を超える場合には、その超える部分の金額は、損金の額に算入しないものとされます。

(5) 適用免除基準

以下のいずれかに該当する場合には、本制度を適用しないものされます。なお、適用免除に係る「その事業年度における関連者支払利子等の額の合計額が総支払利子等の額の50%以下である」旨の要件は廃止されます。

① その事業年度における対象純支払利子等の額が2,000万円以下(現行:1,000万円以下)であること。

② 内国法人および当該内国法人との間に発行済株式等の50%超を保有する等の関係のある他の内国法人(注4)について、その事業年度における以下の割合が20%以下であること。

$$\frac{\text{対象純支払利子等の額を合算した金額} - \text{対象純受取利子等の額(注5)を合算した金額}}{\text{調整所得金額の合計額} - \text{調整損失金額(注6)の合計額}} \leq 20\%$$

(注4)その事業年度開始の日および終了の日がそれぞれ当該開始の日の属する当該内国法人の事業年度開始の日および終了の日であるものに限ります。

(注5)控除対象受取利子等合計額から対象支払利子等の額の合計額を控除した残額をいいます。

(注6)調整所得金額の計算において零を下回る金額が算出される場合のその零を下回る金額をいいます。

(6) 超過利子額の損金算入

その事業年度における対象純支払利子等の額が調整所得金額の20%(現行:50%)に満たない場合において、前7年以内に開始した事業年度に本制度の適用により損金不算入とされた金額があるときは、その対象純支払利子等の額と調整所得金額の20%(現行:50%)に相当する金額との差額を限度として、損金の額に算入するものとされます。

上記の改正は、2020年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用される予定です。

2. 外国子会社合算税制の見直し

外国子会社の経済実態に即して課税すべきとのBEPSプロジェクトの基本的考え方を踏まえ、2017年度税制改正において、外国子会社合算税制(タックス・ヘイブン対策税制)が総合的に見直されました。2019年度税制改正においては、2018年度税制改正に引き続き、国内金融機関の海外進出を阻害しないよう、ビジネスの実態を踏まえ、ペーパー・カンパニーの判定等に所要の措置が講じられます。

(1) 対象となる外国関係会社の見直し

ペーパー・カンパニーの範囲から、持株会社、不動産保有、および資源開発等プロジェクトに係る一定の外国関係会社を除外することとされます。

① 持株会社である一定の外国関係会社

ペーパー・カンパニーの範囲から除外される持株会社である一定の外国関係会社は、以下の外国関係会社が該当します。

- a. 子会社(注 7)の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち、以下の要件の全てに該当するもの

- その資産の額の 95%超が子会社の株式等および一定の現預金等の資産の額であること
- その収入の額の 95%超が子会社からの配当等の額および一定の預金利子の額であること

- b. 特定子会社(注 8)の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、以下の要件の全てに該当するもの(被管理支配会社)

- その本店所在地国と同一国に所在する管理支配会社(注 9)によってその事業の管理、支配および運営等が行われていること
- 管理支配会社が同一国において行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たすこと
- その資産の額の 95%超が特定子会社の株式等および一定の現預金等の資産の額であること
- その収入の額の 95%超が特定子会社からの配当等の額、特定子会社の株式等の一定の譲渡対価の額および一定の預金利子の額であること等

(注 7)その外国関係会社の本店所在地国と同一国に所在する外国法人で、当該外国関係会社による持分割合が 25% 以上等の要件に該当するものをいいます。

(注 8)その外国関係会社の本店所在地国と同一国に所在する部分対象外国関係会社または管理支配会社に係る他の被管理支配会社をいいます。

(注 9)経済活動基準を満たす外国関係会社で、その本店所在地国においてその役員または使用人がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいいます(下記②においても同様です)。

② 不動産保有に係る一定の外国関係会社

ペーパー・カンパニーの範囲から除外される不動産保有に係る一定の外国関係会社は、以下の外国関係会社が該当します。

- a. その本店所在地国と同一国に所在する一定の不動産または特定子会社(注 10)の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、以下の要件の全てに該当するもの(被管理支配会社)

- 同一国に所在する管理支配会社によってその事業の管理、支配および運営等が行われていること
- 管理支配会社が同一国において行う事業(不動産業に限ります。)の遂行上欠くことのできない機能を果たすこと
- その資産の額の 95%超が当該不動産、特定子会社の株式等および一定の現預金等の資産の額であること
- その収入の額の 95%超が当該不動産および特定子会社の株式等から生ずる収入の額ならびに一定の預金利子の額であること等

- b. その本店所在地国と同一国に所在する管理支配会社が自ら使用する当該同一国に所在する不動産の保有を主たる事業とする外国関係会社で、以下の要件の全てに該当するもの

- 管理支配会社によってその事業の管理、支配および運営等が行われていること
- 管理支配会社が同一国で行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たすこと
- その資産の額の 95%超が当該不動産および一定の現預金等の資産の額であること
- その収入の額の 95%超が当該不動産から生ずる収入の額および一定の預金利子の額であること

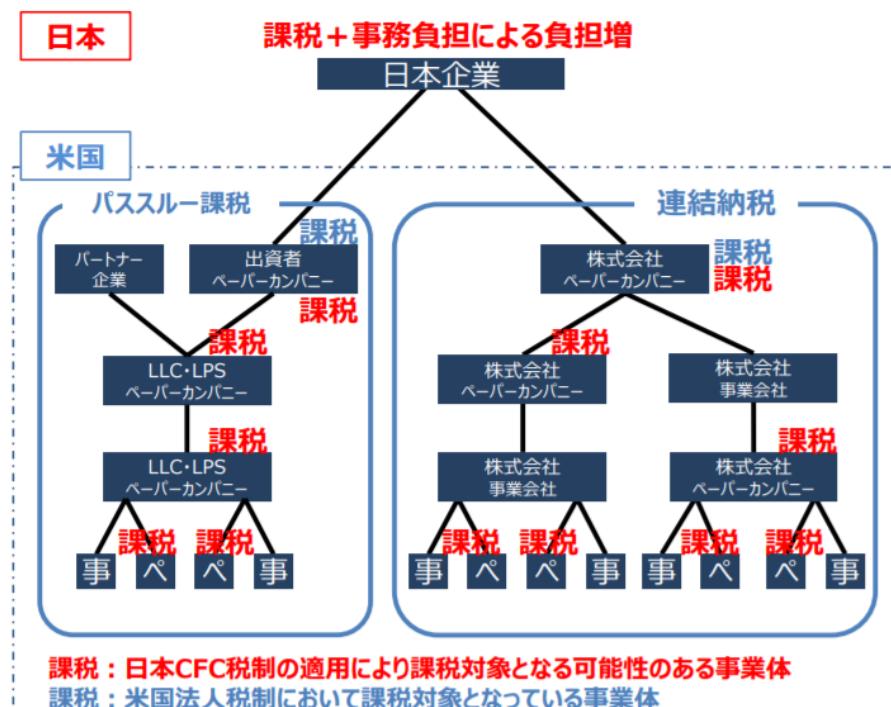
(注 10) 管理支配会社に係る他の被管理支配会社をいいます。

このほか、資源開発等プロジェクトに係る一定の外国関係会社がペーパー・カンパニーの範囲から除外されます。

また、保険業を主たる事業とする外国関係会社については、ペーパー・カンパニーの判定における保険委託者特例、事実上のキャッシュ・ボックスの範囲、非関連者基準の判定等に関する一定の見直しが行われます。

(2) 合算課税制度の見直し

日本の外国子会社合算税制は、租税回避に関与しない企業への負担配慮のため、租税負担割合 30%以上の外国子会社への同制度の適用は免除されています。米国連邦法人税率が 35%から 21%に引き下げられたため、日本企業が出資する米国子会社に同制度が適用される可能性があり、米国でのビジネス実態を反映しない過大な税負担や事務負担が生じ、日本企業による米国での通常のビジネスを阻害することが懸念されていました。日本企業の健全な投資を阻害することがないよう、日本企業の海外展開の実態等を踏まえた見直しが行われます。



出典:平成 31 年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】

http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2019/zeisei_r/pdf/1_02.pdf

具体的には、現地法令基準を用いて適用対象金額を計算する場合の基準所得金額は、外国関係会社の本店所在地国の法人所得税に関する法令の規定から連結納税の規定およびパスルーアスとして取り扱われる規定を除いた規定を適用して計算した外国関係会社の所得の金額に非課税所得等の金額に関する調整を加えた金額とされます。

また、適用免除基準における租税負担割合の計算、二重課税調整のための控除される外国法人税の額の計算においても、連結納税の規定およびパスルーアスとして取り扱われる規定を除いた規定を適用して計算する等の一定の措置が講じられます。

上記の改正は、原則として、内国法人の 2019 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度(外国関係会社の 2018 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係るものに限ります)から適用される予定です。

3. 仮想通貨に関する法人税の課税関係の整備

法人税における仮想通貨の評価方法等について、以下のとおり時価法を導入する等の措置が講じられます。

- (1) 法人が事業年度末に有する仮想通貨のうち、活発な市場が存在する仮想通貨については、時価評価により評価損益を計上することとされます。
- (2) 法人が仮想通貨の譲渡をした場合の譲渡損益については、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度に計上することとされます。
- (3) 仮想通貨の譲渡に係る原価の額を計算する場合における一単位当たりの帳簿価額の算出方法を移動平均法または総平均法による原価法とし、法定算出方法を移動平均法による原価法とすることとされます。
- (4) 法人が事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等については、事業年度末に決済したものとみなして計算した損益相当額を計上することとされます。
- (5) その他所要の措置を講ずることとされています。

上記の改正は、2019年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用される予定です。なお、同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、会計上仮想通貨につき時価評価していない場合には、上記(1)および(4)を適用しないことができる経過措置を講ずるとされています。

4. 投資法人等に係る課税の特例

- (1) 匿名組合出資を有する投資法人等に係る課税の特例における要件の見直し
投資法人に係る課税の特例および特定投資信託に係る受託法人の課税の特例について、「他の法人の発行済株式または出資の50%以上を有していないこと」の要件に係る以下の見直しが行われます。
 - 「他の法人の出資」に匿名組合出資を含めることとする。
 - 匿名組合を通じて間接的に有する株式等を合算(その保有株式等に匿名組合出資割合を乗じて算出する)して判定することとする。
- (2) 投資法人、特定目的会社等に係る流通税の軽減措置
不動産証券化市場の活性化の観点から、投資法人、特定目的会社等が特定不動産を取得した場合の登録免許税に係る軽減措置(税率を1.3%に軽減)について、適用期限が2年間(2021年3月31日まで)延長されます。また、投資法人、特定目的会社等が特定不動産を取得した場合の不動産取得税に係る軽減措置(課税標準額を2/5に軽減)について、適用期限が2年間(2021年3月31日まで)延長されます。

5. 外国税額控除における控除対象外国法人税の額の範囲等の見直し

日本で所得と認識されない金額に対して課されるものとして外国税額控除の対象から除外される外国法人税の額に、内国法人に対する配当等の支払があったものとみなして課される一定の外国法人税の額を加えるほか、所要の措置を講ずるとされています。

6. 特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税措置

次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長するとされています。

- (1) 非課税の対象となる債券現先取引の範囲に、特定金融機関等(金融商品取引清算機関および日本銀行を除く。)との間で次に掲げる債券を用いて行う取引期間3月以内等の要件を満たす債券現先取引が加えられます。

- ① 一定の外国が発行し、または保証する債券(当該外国の通貨をもって表示されるものに限ります。)
- ② 上記①の外国の特別の法令に基づき設立された一定の外国法人が発行する債券(当該外国の通貨をもって表示されるものに限ります。)
- (2) 外国投資信託の信託財産につき支払を受ける債券現先取引に係る利子について、当該外国投資信託が振替公社債等の利子等の非課税制度における適格外国証券投資信託である場合に限り、一定の要件の下に、所得税の非課税の対象とされます。
- (3) その他所要の措置を講ずることとされています。

上記の改正は、2019年4月1日以後に開始する債券現先取引につき支払を受ける利子等について適用するとされています。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2400(代表)

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

金融部

パートナー

高木 宏

03-5251-2788

hiroshi.takagi@pwc.com

パートナー

鬼頭 朱実

03-5251-2461

akemi.kitou@jp.pwc.com

パートナー

松永 智志

03-5251-2586

satoshi.y.matsunaga@jp.pwc.com

パートナー

スチュアート ポーター

03-5251-2944

stuart.porter@pwc.com

ディレクター

野中 貴史

070-3247-6503

takashi.t.nonaka@pwc.com

パートナー

大石 克洋

03-5251-2565

katsuyo.oishi@jp.pwc.com

パートナー

齋木 信幸

03-5251-2570

nobuyuki.saiki@pwc.com

パートナー

箱田 晶子

03-5251-2486

akiko.hakoda@pwc.com

ディレクター

今村 恭子

03-5251-2855

kyoko.imamura@pwc.com

ディレクター

安武 幹雄

080-3599-1478

mikio.yasutake@pwc.com

パートナー

松田 結花

03-5251-2556

yuka.matsuda@pwc.com

パートナー

中村 賢次

03-5251-2589

kenji.nakamura@pwc.com

パートナー

レイモンド カーン

03-5251-2909

raymond.a.kahn@pwc.com

ディレクター

比留間 延佳

080-3592-6099

nobuyoshi.hiruma@jp.pwc.com

ディレクター

西川 真由美

080-3097-8943

mayumi.nishikawa@pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 680 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 250,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2018 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。